

特 記 仕 様 書

工 事 名 : 令和7年度 栗国村給水管及び消火栓工事

工事場所 : 栗国村地内(西区・東区・浜区)

(16・30・40・44・52・82・95号路線)

令和7年度

栗国村役場経済課

目 次

第1章 総 則

1.	目 的	-----	1
2.	工 事 名	-----	1
3.	工 事 場 所	-----	1
4.	工 期	-----	1
5.	工 事 概 要	-----	1
6.	工事の施工	-----	2
7.	施工上の疑義	-----	2
8.	工事の施工範囲	-----	2
9.	職務担当者の選任	-----	2
10.	工事内容の把握	-----	3
11.	施工計画書の作成	-----	3
12.	工程打合わせ	-----	4
13.	工 事 写 真	-----	4
14.	竣工図及び電子データの作成	-----	4
15.	工 事 の 変 更	-----	4

第2章 材 料

1.	材 料 の 調 達	-----	5
2.	材 料 の 検 査	-----	5
3.	主要材料の規格	-----	5

第3章 施 工

1.	土 工 事	-----	6
2.	管 工 事	-----	6
3.	構 造 物 工 事	-----	8
4.	仮設工事(土留工)	-----	8
5.	水 圧 試 験	-----	9
6.	管 消 毒	-----	9

第4章 仮 設

1.	仮 設 工	-----	10
	1) 施工計画	-----	10
2.	保 安 設 備	-----	10

第5章 復 旧 工

1.	舗 装 復 旧	-----	11
2.	構 造 物 復 旧	-----	11

第6章 そ の 他 ----- 11

第7章 追 則 ----- 12

第 1 章 総 則

1. 目 的

安全で清浄にして豊富な水を安定供給できるよう、配水管の布設替えに伴い宅地側給水管との接合工事を行う。また、火災から家屋を守るために老朽化した消火栓の取り換えを実施する。

2. 工 事 名

令和 7 年度 栗国村給水管及び消火栓工事

3. 工 事 場 所

栗 国 村 地 内 (16・30・40・44・52・82・95号路線)

4. 工 期

契 約 日 の 翌 日 か ら ～ 令 和 8 年 2 月 9 日

5. 工 事 概 要

開 削 工 事	-----	φ 20 m/m	水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管	L = 118.7 m
		φ 25 m/m	水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管	L = 54.2 m
止水栓設置工	-----	φ 20 m/m	JISB2011 10K 青銅製	N = 59.0 基
		φ m/m	JISB2011 10K 青銅製	N = 0.0 基
舗装復旧工	-----			A = 154.4 m ²
既設管撤去工	-----	φ 20 m/m	硬質塩化ビニル管	L = 143.2 m
仮設配管工	-----	φ 20 m/m	1種軟質管(二層管)	L = 343.2 m
消 火 栓 工 事	-----	φ 75m/m	単口 地下式消火栓	N = 1.0 基
消 火 栓 室	-----	φ 500 m/m	レジンコンクリート製	N = 1.0 基

6. 工事の施工

本工事は、すべて栗国村経済課請負契約約款、並びにこの特記仕様書によるほか下記図書・設計図によって施工し、その順序・方法等については特に明記のない限り、発注者の指示に従わなければならない。

施 工 基 準

- (1) 水道工事標準仕様書〔土木工事編〕
- (2) 沖縄県土木工事共通仕様書
- (3) JWWA（日本水道協会規格）
- (4) JIS（日本工業規格）
- (5) アスファルト舗装要綱
- (6) コンクリート標準示方書
- (7) その他関連法、規定、規格
 - (7)－1 労働安全衛生規則
 - (7)－2 建設工事公衆災害防止対策要綱
 - (7)－3 消防法及び各地方自治体の定める消防条例

7. 施工上の疑義

仕様書・設計書・設計図等に疑義が生じた場合は、すべて発注者の解釈によるものとする。

8. 工事の施工範囲

- | | |
|--------------|-----|
| 1) 給水管布設工事 | 1 式 |
| 2) 土工事 | 1 式 |
| 3) 舗装撤去・復旧工事 | 1 式 |
| 4) 消火栓設置工事 | 1 式 |
| 5) 消火栓室設置工事 | 1 式 |

9. 職務担当者の選任

請負者は工事の円滑な施工を図るため、あらかじめ職務分担を明確にし、それぞれの責任者を明らかにしておかなければならない。

現場代理人及び主任技術者の任命については、工事の経歴・経験年数・国家資格等によって選出し、発注者の承認を得なければならない。

10. 工 事 内 容 の 把 握

現場代理人は工事の着手に先立ち、計画路線を現場踏査し、設計書・設計図・仕様書等について十分検討のうえ、工事の目的・発注者の意図・施工条件を正しく把握しなければならない。

※ 参考すべき関係法規の主なものは次の通りである。

1. 道路法
2. 労働安全衛生規則
3. 公害対策基本法
4. 騒音規制法施行令
5. 振動規制法

その他、本工事に関する法則を熟知し、関係機関に対して必要な諸手続きを速やかに行うとともに、発注者にその旨報告書を提出しなければならない。

11. 施 工 計 画 書 の 作 成

請負者は、契約後速やかに仕様書細目の打ち合わせを行い、施工計画書並びに工程表を提出して発注者の承認を得なければならない。

施工計画書には、工事施工に必要な図面・計算書を請負者の責任において作成し、添付しなければならない。

設計書に明記のない場合でも工事の趣旨に照らして必要と考えられる場合、もしくは図面と仕様書との際、又は相互見解を異にする場合及び軽微な変更は、発注者の指示に従うものとする。

施工計画書の主な内容は、次の通りである。

- (1) 工事概要
- (2) 計画工程表
- (3) 現場組織表
- (4) 指定機械
- (5) 主要資材
- (6) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等含む）
- (7) 施工管理計画
- (8) 安全管理
- (9) 緊急時の体制及び対応
- (10) 交通管理
- (11) 環境対策
- (12) 現場作業環境の整備
- (13) その他、監督員が必要と認めたもの

12. 工 程 打 合 わ せ

請負者は、作業日報、その他工事の管理に必要な書類を常時記録整理しておき、監督員が求める場合は遅滞なく提出しなければならない。

また、週間工程表・工事月報・全体工程表をその都度作成し、常に工事の進捗に気を配ると共に、各報告を監督員に提出しなければならない。

13. 工 事 写 真

請負者は、監督員の指示に従い着工前写真・工程写真・完成写真等を随時撮影し、アルバム状にまとめて監督員に提出しなければならない。

なお、写真撮影にあたっては箇所の確認・寸法の判定ができるように工夫し、工事の順序に従って工種・撮影日時・測点・管資材番号・寸法等の説明をつけて整理するものとする。

なお、写真やアルバムの大きさ、部数等は事前に監督員と打ち合わせを行い、承認を得なければならない。

14. 竣工図及び電子データの作成

請負者は、工事完了後、監督員の指示による形式による竣工図を作成し、発注者に提出しなければならない。又、竣工図のCADデータをCD-ROMで提出しなければならない。

15. 工 事 の 変 更

本工事の施工内容に変更が生じた場合は、発注者の単価で設計変更を行い、額の増減は請負比率による。

第 2 章 材 料

1. 材 料 の 調 達

本工事に使用する主要材料は、材質・規格・その仕様について監督員と十分打ち合わせを行い、承認願を提出し、承認後購入手配をしなければならない。

2. 材 料 の 検 査

管弁類資材は、現場近くのヤードに集積し、書面で受検手続きを行い、確認検査を受け合格した後で、使用するものとする。

3. 主 要 材 料 の 規 格

主要材料の規格は次の通りである。

- 1) 水道用硬質塩化ビニール管 (HIVP ϕ 20m/m、 ϕ 30m/m)

JIS K 6742

- 2) サドル分水栓(径 ϕ 75 $\times$ 20、 ϕ 75 $\times$ 30)

JWWA B 117

- 3) 止水栓(115ボンド甲形、管径 ϕ 20m/m、 ϕ 30m/m)

JIS B 2011 10K

- 4) 水道配水用ポリエチレン管 (ϕ 75m/m)

JWWA K 144

- 5) ϕ 75mm単口消火栓(内面粉体塗装)

JWWAB 103

- 6) フランジ接合部品

ϕ 75mmステンレスボルトナット・ガスケット

第3章 施 工

1. 土 工 事

- 1) 集落内を工事するにあたっては、「建設工事公衆災害防止対策要網の解説・(土木工事編)」を厳守し、掘削に当たっては現場に適応した施工法を行い、公衆並びに交通の安全に万全の措置を講ずること。
- 2) 請負者は、工事箇所近接する家屋・構造物等に被害が発生するおそれがあると思われる場合は、当該施設の調査を行うこと。
なお、工事完成後、被害の有無について調査を行うこと。
- 3) 設計図に図示した地下埋設物は、その概要を示すものであるから、請負者は工事着手前に十分に資料収集、現地調査及び試掘を行い、地下埋設物の種別・位置・形状等を確認し、図面に記入の上、監督員に提出しなければならない。
万一埋設物に損傷を与えた場合は、請負者の責任と負担において即時復旧しなければならない。
- 4) 掘削土は、現場に仮置きすることなく直ちに現場外へ搬出する。
埋戻し材料は、管頂30cmまで保護砂、それより路盤面までをクラッシャーラン及び流用土を使用し、管に移動を生じたり、管・その他構造物に損傷を与えないよう注意し、かつ、まき出し厚に留意しながら十分な転圧を行い、不等沈下の生じないように丁寧に施工する。
埋戻し時に別に定める保安シートを管上30cm以上の位置に全線布設するものとする。
アスファルト殻及びコンクリート殻は、産業廃棄物として処理する。又、舗装版切断作業時に発生する濁水については、回収し汚泥として適正に処理する。

2. 管 工 事

管布設工事は、「水道工事標準仕様書」によるほか、次の事項に留意しなければならない。

- 1) 管の接合は、配水管の生命であるから、配管工は経験豊富な熟練工でなければならない。
又、管材は所定の事項を印刷した標示テープを所定の規格で貼付しなければならない。
- 2) 主任技術者は、管製作及び布設工事に十分な知識と経験を持った者でなければならない。又、主任技術者は作業員に対して本工事の趣旨を説明し、作業の技術指導を行うこと。
- 3) 現場合わせ等で部分的に変更が生じた場合でも、十分その目的を達成し得るよう監督員の指示に従って施工しなければならない。

- 4) 芯出し及び接合上の欠陥により配管に変更が生じた場合、請負者の責任と負担によりこれを処理しなければならない。
- 5) 設計図面と現場の不一致により変更が生じた時は、事前に設計図面を作成して、監督員の承認を得なければならない。
- 6) 水道配水用ポリエチレン管路及び硬質塩化ビニル管路での鋳鉄箇所埋設部は、ポリエチレンスリーブの被覆により防食を防ぐこと。

3. 構 造 物 工 事

- 1) 砕石基礎は、十分な厚さを確認し、転圧しなければならない。
- 2) 型枠は、打設コンクリートの荷重に十分耐え得る物を用いること。
- 3) コンクリート打設の際は、あらかじめ打設計画書を作成し、監督員の承認を得なければならない。
- 4) コンクリートは、全て生コンクリートを使用し、その試験結果を提出しなければならない。
- 5) 消火栓室・止水栓等の鉄蓋は、ガタツキがあってはならない。
- 6) 铸铁蓋面は、現況路面勾配と整合させ、据付けなければならない。

4. 仮 設 工 事（土留工）

施工に当たっては、必要に応じて事前に発注者との協議を行い実施するものとする。

- 1) 土留工は、現地条件によってこれに作用する土圧・回り込み及び施工期間中の降雨・湧水等による条件の悪化等を考慮して、十分耐える構造及び材質を決定し、その構造図及び計算書を監督員に提出する。
- 2) 施工に先立ち、工事現場周辺の施設・地下埋設物・その他を十分調査し、監督員と協議の上適切な措置を講じる。
- 3) 使用材料は良好品を使用し、ひずみ・損傷等を生じないように慎重に取り扱う。
- 4) 腹起こし・切り梁等の部材の取付は、各段毎に掘削ができ次第速やかに行い、完了後でなければ次の掘削に進まない。
- 5) 土留板は、掘削の進行に伴い速やかにその全面が掘削土壁に密着するように施工する。万一、過掘り等により掘削土壁との間に隙間が生じた場合には、良質の土砂・その他適切な材料を用いて裏込めを行うとともに、土留杭のフランジと土留板の間に楔等を打ち込んで、隙間のないように固定する。
- 6) 土留を施してある期間中は常時点検を行い、部材の変形・緊結部の緩み等の早期発見に留意し、事故防止に努める。

5. 水 圧 試 験

水圧試験は、配水管工事と同時に実施されるが、不備が確認された場合は速やかに改善すること。

6. 管 消 毒

管消毒は、配水管工事と同時に実施されるが、不備が確認された場合は速やかに改善すること。

第4章 仮 設

1. 仮 設 工

1) 施工計画

- (1) 工事着手にあたっては、現場を十分把握の上仮設計画をたて、これを施工計画書にもりこむこと。
- (2) 仮設計画は、前項の施工条件及び占用条件を満足する工事工程・使用機械計画・仮設構造計画・その他必要な物を含む物とする。
- (3) 仮設構造物は、工事施工中の各段階毎に作用する応力に十分に耐えられるものとし、接続部・交差部・支承部は特に入念に施工すること。
- (4) 仮設構造物は常時点検し、必要に応じて修理補修するとともに、その目的と機能を十分満足するものでなければならない。

2. 保 安 設 備

- 1) 工事施工場所を明示する標識及び現場の安全維持に必要な、全ての設備を設けなければならない。標識の形式については、監督員の承認を得なければならない。
- 2) 工事現場は公道上であるから、公衆に危害を及ぼさないよう事故防止に必要な措置を講じなければならない。特に、夜間の保安設備が必要な場合には、照明を設けなければならない。

第5章 復旧工

1. 復旧工

1) 舗装復旧

- (1) 工事着手にあたっては、現場を十分把握の上復旧計画をたて、これを施工計画書にもりこむこと。
- (2) 路面に段差が生じるときは、現場に注意喚起の案内看板を配置するものとする。
- (3) アスファルト舗装の本復旧にあたっては、道路管理者の確認を得るものとする。

2) 構造物復旧

- (1) 工事着手にあたっては、現場を十分把握の上復旧計画をたて、これを施工計画書にもりこむこと。
- (2) 道路構造物の復旧にあたっては、道路管理者の確認を得るものとする。

第6章 その他

1. 工事現場における建設工事の技術上の管理をつかさどる者として、監理技術者を置かなければならない。
2. 監理技術者は、1級土木施工管理技師、あるいは同等以上の資格を有する者でなければならない。
3. 工事写真及び安全管理（交通対策）者を選任し、現場に配置するものとする。
4. 管資材については、日本水道協会発行の証明書を監督員に提出すること。
5. 管路関係設備、機器、資材購入指定メーカー等の本工事に使用する主要機器及び材料は、監督員の承認を得る物とする。

第7章 追 則

本工事施工にあたっては、次の事項に特段の配慮をするものとする。

1. 下請発注を必要とする場合は、村内業者を優先させること。
2. 技術者又は、一般労働者等もやむを得ない場合の他は村内で採用すること。
3. 請負者は沖縄振興開発特別措置法第39条の規定に基づき、定められた別記様式「公共事業施工通知書」を事業開始前（緊急に工事に着手する必要がある場合の他やむを得ない場合には、事業開始後速やかに）に主たる事業実施地域を管轄する公共職業安定所に3部提出し、確認された記載事項を遵守するよう努めるものとする。
4. 本工事に使用する資材等の内、沖縄県で生産・製造され、かつ規格・品質価格等が適正である場合は、これを優先して使用する。
5. 本工事材料費の単価扱い
 - 1) 泊港渡し(見積り)+運賃エキストラ
 - ・ 給水管資材(本管、継手材等)。
 - ・ 止水栓・止水栓筐資材。
 - 2) 沖縄県実施設計単価+運賃エキストラ
 - ・ アスファルト舗装材(再生密粒アスコン、再生粗粒アスコン)。
 - 3) 現地単価(沖縄県実施設計単価)
 - ・ 粒調碎石、クラッシャーラン。
 - ・ 基礎碎石(クラッシャーラン)、型枠、生コンクリート。
 - 4) 廃棄物本島処理(運賃エキストラ+陸上輸送+処分費)
 - ・ アスファルト殻、コンクリート殻、塩ビ管、濁水等。
6. 共通仮設費の対象額(直接工事費)より、管材費の1/2を積算基準に基づき対象額(直接工事費)より控除している。
 - 1) 監督員詰め所
 - ・ 監督員詰め所の設置は、考慮していない。